労働者　五八名
参加者　全部　労働総同盟西陣織物労働組合
原因及経過
従来職工賃金ヨリ百分ノ三ヲ控除シ、利子ヲ附シ毎年二回
元金ト共ニ返還シ解雇時ニモ其ノ勤続年数ニ応シテ退職
退職手当ト相当ノ金額ヲ支給シ来リシカ此ノ制度ヲ変更シ
更ニ停年制ノ制定ニ対シ九月廿三日ヲ以テ争議化シ
以テ同年十月廿四日午前七時労働者全部罷業ニ入ル
解決条件
一、争議関係者ハ十月四日会社ノ発表シタル職工解雇者中ヨリ会社
指名ノ十七名解雇ヲ承認スルコト
一、争議中ノ今回発表シタル工場就業規則改正ノ一切ヲ撤
回ス

一、従前ノ職工ノ積立保管金ハ作業室ニ掲示スルコト
一、会社ハ従来従業員ノ待遇ニ努ムルコト
一、解雇者十七名ノ外ハ解雇セザルコト
一、会社ハ解雇職工ノ退職金一切其他一切ノ争議費用ヲ
負担シ金一封ノ慰労金トス
一、会社ハ停年制ノ実施ハ三ケ年間ニ之ヲ延期ス

(ワ) 荷馬車輓業者
所在地　佐賀県佐賀郡春日村外五ケ村
労働者　八〇名
参加者　六一名
原因及経過
従来賃金三円乃至三円五十銭ナリシヲ本年三月以降ヨリ五月

財團法人協調會